

「大型店対策資金貸付金制度」が今月からスタートしました。

この制度は、大型店の進出によって大きな影響をうける圏内に立地している中小売業者を対象に、七百万円を限度に長期(七年)低利の融資を行い、経営の安定化と地域商業の均衡化を図ろうというものです。

この制度のため市の原資として一億円を用意、融資額

として三億円となります。

貸し付けることが可能

できるのは、大型店の進出可

と連携協定一人以上

等により経営に大きな影響を受け、または受け取る予

想される中小売業者で原則として進出等の大型店から次の圏内に立地してい

る店舗で、第一種・大型店半径二

千㍍以内の第二種・大型店半径一千㍍以内、一年以上継続して同一事業を営んでいます。

貸付対象の期間は、大店法または新潟市内規模小売店舗出店協定書納等により調整がいた後開店日後原則として一年以内。

貸し付け条件▽限度額一企業七百万円以内▽金利年五・六%▽期間の保証付年五・四%▽期間の

大と金利の引き下げを図りました。気候にご相談ください。

市では、この大型店に中

小企業等の各種融資についても、原資の拡

大と金利の引き下げを図りました。気候にご相談ください。

国民年金 保険料の免除申請はお早めに!

健康保険 保険料の算出方法

今年度から改正

に改正します。

なお保険料率は、前年度の固定資産税

率で計算して納めていた

十二年度後期分保険料の額

で納めることができます。

この場合の年金額は、免

除を受けていない保険料を納めた人との額になります。

詳しくは、国民年金課、各地区事務所で手続きをしてください。

保険料の算出期間

は、前年度の市民税所得割額(前々年の収入)を、資産額

が対象となる年を、資産

額も前年度の固定資産税

額で算出する年と同様です。

そのため、年分に置きかえた

ものが、年分に置きかえた

ものが、年分に置きかえた